

〇六ヶ所村防災行政用無線戸別受信機管理規程

昭和61年3月18日規程第2号

改正

昭和62年5月30日規程第5号
平成4年3月31日訓令第1号
平成5年4月1日規程第1号
平成14年9月25日訓令第13号

六ヶ所村防災行政用無線戸別受信機管理規程

(目的)

第1条 この規程は、村が保有する防災行政用無線戸別受信機（以下「受信機」という。）の貸付及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 村は、防災体制整備充実を図るため六ヶ所村防災行政用無線局管理運用規程（昭和58年規程第3号。以下「運用規程」という。）第2条第6号の規定に該当する通信システムとして受信機を設置（保有）し、地域等を指定のうえ、貸付するものとする。

(貸付区域等)

第3条 村は、次に掲げる地域を対象に受信機を貸付する。

- (1) 六ヶ所村大字泊（泊）
- (2) " 出戸（新町、出戸、石川）
- (3) " 尾駁（室ノ久保、第三二又、第三ひばり、二又、尾駁、尾駁浜、老部川、野附、富ノ沢）
- (4) " 鷹架（千樽、戸鎖、室ノ久保）
- (5) " 倉内（千歳、睦栄、豊原、庄内、新城平）

2 前項の規定にかかわらず、村長が必要と認めた場合その都度貸付することができるものとする。

(貸付の申請)

第4条 前条で規定する地域にある世帯であって、受信機の貸付を受けようとする者は、戸別受信機貸付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出があったときは、調査のうえ、速やかに戸別受信機貸付（不受理）決定通知書（様式第2号）を交付するとともに受信機を貸付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、昭和60年度、平成3年度及び平成4年度において受信機を設置し、貸付契約を締結した者は、貸付手続きを了したものとみなす。

(保守管理)

第5条 受信機の管理は、運用規程第4条第3項の規定により総務課（以下「管理課」という。）が当たる。

(保守管理業務等)

第6条 管理課は、受信機の適正な機能保全のため次に掲げる業務を行う。

- (1) 受信機の取扱等の指導に関すること。
- (2) 受信機の定期点検整備に関すること。
- (3) 受信機の移動、修繕に関すること。
- (4) その他必要な事項

(遵守事項)

第7条 受信機の貸付を受けた者は、受信機の機能を適正に保全するため次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定時及び警報等の発令、災害発生時等緊急通信に対応できるように電源は常時入れておくものとする。
- (2) 受信機に内蔵されている非常用電源（乾電池）の点検及び交換の実施

(3) 村から転出する場合には前もって戸別受信機返納通知書(様式第3号)により村長へ通知のうえ受信機(外部アンテナを含む。)を返納するものとする。また、村内の他の地域へ転居する場合においても同様とする。

(4) 家屋の増改築のための受信機(外部アンテナを含む。)の移動を要するときは、戸別受信機移動申請書(様式第4号)を提出し、管理課の指示を受けるものとする。

(5) 受信機(外部アンテナを含む)の異状を確認した時は、速やかに管理課に報告しなければならない。

(経費の負担)

第8条 受信機の貸付を受けた者は、次に掲げる経費を負担しなければならない。

(1) 非常用電源(乾電池)の交換に要する経費

2 前項で規定する以外の経費は、村が負担する。

(損害賠償)

第9条 受信機の貸付を受けた者は、自己の責に帰すべき事由により受信機(外部アンテナを含む。)を破損若しくは汚損し、機能の低下又は受信不能となったときは、速やかに戸別受信機事故報告書(様式第5号)を提出するとともに修理等に要した費用を村長が指示するところにより賠償しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この規程に定めるもののほか受信機の貸付及び管理に関し、必要な事項は村長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年5月30日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(平成4年3月31日訓令第1号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月25日訓令第13号)

この訓令は、平成14年9月25日から施行する。